

**年縞博物館および道の駅を核とした縄文ロマンパークの
将来像・方向性とりまとめ支援業務委託に係るプロポーザル実施要領**

1 業務の目的

年縞研究の進行により新たな研究成果が期待される中、高い学術的価値を活かし、社会的・地域的課題への対応に必要な機能強化に向けて、年縞博物館の将来像を検討するとともに、道の駅「三方五湖」をはじめとする周辺施設との連携強化に向けた方向性や施設のあり方を検討しとりまとめることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

年縞博物館および道の駅を核とした縄文ロマンパークの将来像・方向性とりまとめ支援業務委託

(2) 業務内容

別添「年縞博物館および道の駅を核とした縄文ロマンパークの将来像・方向性とりまとめ支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 見積限度額

4, 917, 000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは次のとおりとする。

内容	日程
募集要領等の配布期間	令和8年7月22日（水）～8月4日（火）
質問受付期間	令和8年7月22日（水）～7月29日（水）
質問回答	令和8年7月31日（金）
参考資料の閲覧	令和8年7月22日（水）～8月4日（火）
参加申込書提出期限	令和8年8月4日（火）
企画提案書提出期限	令和8年8月17日（月）
プレゼンテーション及び審査	令和8年8月（予定）
契約締結手続き	令和8年8月（予定）

4 応募方法等について

(1) 参加要件

このプロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- ②本委託業務の参加資格認定の日において現に指名停止措置を受けていないこと
- ③福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者であること

ただし、後段４（１）に定める参加申込書の提出時に競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第 167 条の 5 および福井県財務規則第 146 条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる (<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>)。

④民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと

⑤次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に指定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないこと

⑦福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること

⑧消費税および地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること

⑨福井県から訴えを提起されていないこと

⑩公告業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること

⑪共同事業体の場合は、共同企業体協定書を締結しており、全ての構成員が①から⑨までの要件を満たしており、構成員のうち 1 以上の者が⑩の要件を満たしていること

⑫共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件の企画提案に参加していないこと

（２）実施要領等の配布

①配布期間 令和 8 年 7 月 22 日（水）～ 8 月 4 日（火）

②配布場所 下記「１２ 書類提出先及び問合せ先」に同じ

③配布方法 実施要領等は、自然環境課ホームページからダウンロード

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/nenko-michinoeki.html>

(3) 質問の受付と回答

本プロポーザルに関する質問を次のとおり受付し、質問に対して下記のとおり回答する。

①受付期間

令和8年7月22日（水）～7月29日（水） 17時まで

ただし、月曜日～金曜日の17時以降、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

②提出場所

下記「12 書類提出先及び問合せ先」に同じ

③提出方法

「様式1」により、電子メールで送信すること。

④質問に対する回答方法

電子メールで7月31日（金）までに回答を送信する。

ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

(4) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

①提出書類及び部数

次の書類について、各1部を提出

提出書類	留意事項
プロポーザル参加申込書 (様式第2号)	以下の書類を添付すること ・ 福井県競争入札参加資格通知書の写し ・ 福井県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の滞納がない旨の証明書 ・ 企画提案参加事業者の概要や事業内容等が分かる書類
類似業務実績書 (様式第3号)	
共同企業体協定書	共同企業体での申し込みの場合のみ提出

②提出期限

令和8年8月4日（火）17時（必着）

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

③参加辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退書（様式第4号）を速やかに提出すること。

④提出方法

- ・ 持参の場合 平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に持参すること。
- ・ 郵送の場合 配達までの送達過程の記録が確認できるよう簡易書留等に

すること。

- ・電子メールの場合 送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

⑤提出先

下記「12 書類提出先及び問合せ先」に同じ

(5) 参加申込資格の結果の通知

参加資格要件を審査し、その結果を8月7日（金）までに電子メールにて通知する。

5 企画提案書の提出

①提出書類

次に掲げる事項を記載した企画提案書（任意様式）の電子データ（PDF）を提出すること

提出書類	留意事項
企画提案書	次に掲げる事項を記載すること ①年縞博物館および道の駅「三方五湖」を含む縄文ロマンパーク全体について、誘客・地域活性化の観点での課題提起 ②年縞博物館および道の駅「三方五湖」を核とした縄文ロマンパーク全体のブランディング案 ③統一されたコンセプトによる施設間の連携強化、情報発信に向けた施策案 ④年縞博物館について、年縞の学術研究機能や展示・発信機能の強化の方向性案（ただし、年縞博物館の建物にかかる機能強化（改修、増築等）は含まない） ⑤道の駅三方五湖について、飲食等の新機能の導入など周遊観光の拠点となる機能強化の方向性案 ⑥別添仕様書4（4）に定める独自の調査等 提出できる企画提案は1案とする。 受付期限後の再提出や追加、差替え等は認めない。
業務実施体制	人員配置、経験、資格等に関して記載すること。
実施スケジュール	業務実施スケジュールに関して記載すること。
見積書	見積限度額 4,917,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。 見積額の積算根拠が分かるよう内訳を記載すること。 なお、見積限度額を上回った場合は、審査の対象としない。

※企画提案書の内容について、別添仕様書4（5）に記載の関連計画等を確認のうえ検討すること。

②提出期限

令和8年8月17日（月）16時（必着）

③提出方法

- ・電子メールの場合 送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

- ・持参の場合 平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に電子データ（PDF）および印刷した原本1部を持参すること。

④提出先

下記「12 書類提出先及び問合せ先」に同じ

⑤留意事項

- ア 一提案者が複数の企画提案書を提出することは認めない。
- イ 本審査会に係る経費は全て提案者の負担とする。
- ウ 提出された書類は、一切返却しない。
- エ 本プロポーザルで知り得た内容については、口外しない。
- オ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

6 委託先候補者の選定

（1）選考審査会の実施日時および場所

提出された企画提案書について、選考審査会を開催し評価する。

なお、選考審査会の日時、場所等については、企画提案書を提出した参加資格を有すると認められた事業者に対し、別途通知する。

（2）審査項目

選定審査会は、プレゼンテーションに基づき、次の項目について総合的に審査し、評価する。

審査項目	審査内容
全体	業務目的や背景等を十分理解しているか。
提案内容	実現性、独創性のある提案がされているか。
実施体制等	本業務の履行に必要な実施体制、スケジュールが示されているか。
業務実績	今回の業務を実施する上で、十分な経験を有しているか。
見積書	提案内容と見積額が妥当であるか。

（3）委託先候補者の決定

選考審査会において総合的に評価し、最も優れた者を委託先候補者として選定する。

なお、委託先候補者が辞退した場合は、次点の者を委託先候補者とする。

（4）審査結果の通知

選考結果については、審査会参加者全員に対して通知する。

①通知方法

応募者の代表者（担当者）宛電子メールにて通知

②通知予定日

令和8年8月中旬～下旬とする。

なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

7 契約の締結

審査の結果、選定された委託先候補者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議

を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、契約を締結する。

したがって、委託先候補者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

8 失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合
- (2) 本実施要領に定める提出書類の作成及び条件等を逸脱した提案であった場合
- (3) 指定する審査会の集合時間に遅刻した場合
- (4) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (5) 審査員に対し、選定に係る接触の事実が認められた場合

9 その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成やプレゼンテーションに係る一切の経費については、事業者の負担とする。
- (2) 全て提出書類は返却しない。
- (3) 本企画提案により知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 本実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその関係法令並びに個人情報の保護に関する法律、福井県財務規則及びその他の福井県が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

10 書類提出及び問合せ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 県庁10階

福井県エネルギー環境部自然環境課 担当：織本

TEL : 0776-20-0305

MAIL : shizen@pref.fukui.lg.jp